

これまでの議論の整理（認定放送持株会社制度関係）

平成25年4月17日

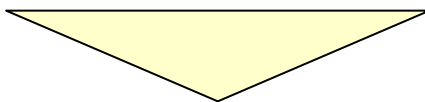
事務局

目 次

1. 認定放送持株会社制度の現時点の評価	3
2. テレビを巡る状況と今後の検討のあり方	4
3. ラジオを巡る状況と今後の検討のあり方	5
4. 現在既に生じている経営上の課題	6
参考(主な意見・議論)	7

1. 認定放送持株会社制度の現時点の評価

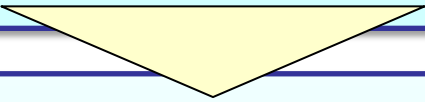
- 認定放送持株会社は、現時点でキー局系4社が設立され、各社とも地上波・BS・CS等の一体的経営、コンテンツ制作力の強化などで一定の成果を挙げていると評価。
- 地方局の中にも、同制度はグループの統合・再編に有効との認識の下、経営体制のあり方を検討している事業者が見られるところ。



- 施行後5年を経た現時点において、認定放送持株会社制度は、グループ経営の基盤強化という本来の目的に沿って有効に活用され始めていると評価できるのではないか。

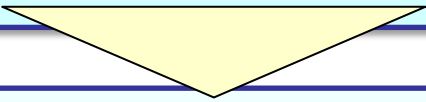
2. テレビを巡る状況と今後の検討のあり方

- 地デジ投資が一段落し、売上もリーマンショック後の大幅な落ち込みから若干の改善を示すなど、経営状況はいわば「一息ついている」状態ではないか。
- 「12地域特例」や「ハード・ソフト分離」など経営再編に関する制度もまだ全く活用されていない。
- 他方、広告市場の成熟や、人口減少やデジタル化による伝送路・デバイス間の競争激化などを踏まえれば、今後経営環境が厳しくなっていくと見込まれるのではないかと。
- 放送事業者においては、コンテンツの海外展開やネットとの連携、地域向け情報発信の強化など様々な試みも見られるものの、事業の将来像は必ずしもはっきりしていない状況ではないか。

- 
- テレビ放送の将来像にふさわしい制度のあり方については、事業者自身の経営努力も見守りつつ、長期的課題として引き続き検討していくことが適当ではないか。
 - 現行規制(※)のさらなる緩和の要否については、多元性・多様性・地域性への影響も考慮しつつ、事業の将来像に係る議論と併せ検討していくことが適当ではないか。 (※)12地域特例、同一放送対象地域の議決権保有規制、衛星基幹放送の保有規制 等
 - 衛星基幹放送については、「放送サービスの高度化に関する検討会」において検討されている衛星放送の将来像に沿って検討することが適当ではないか。

3. ラジオを巡る状況と今後の検討のあり方

- ヒアリングでは、現状、先行きとも中短波を中心に極めて厳しいとの認識が示された。経営状況はテレビに比べ切迫していると言えるのではないか。
- 「ラジオ4波特例」や「ハード・ソフト分離」など、現行制度を活用した経営再編の取組も既に見られるところ。
- 他方で、地域メディア、災害時メディアとしての役割への評価・期待が高まっており、ラジオのあるべき将来像について、関係者がさらに知恵や工夫を出しつつ迅速な議論をしていくことが重要ではないか。

- 
- 「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」での議論を踏まえつつ、経営の強靱化に係る制度上の課題について検討していくことが適当ではないか。
 - 現行規制(※)のさらなる緩和の可否についても、かかる議論の中で検討していくことが適当ではないか。 (※) 4波特例、ラジオ・コミュニティ兼営 等
 - なお、経営状態の悪化に対し、より早い段階で適切な対処を行うことができるような制度を検討する必要性について意見があったところ。

4. 現在既に生じている経営上の課題

(1) 議決権保有比率規制（放送対象地域が異なる場合）

- 地方経済の低迷に伴うローカル局の株主による株式の放出に対し、放送事業者の株主にふさわしい出資者を安定的に確保する観点から、認定放送持株会社制度の「12」地域特例の枠内で、33.3333%から50%までの議決権保有を可能とすることが適当ではないか。

(2) 役員兼任規制

- 地方経済が低迷する中、放送局の運営に通曉した人材を安定的に確保する観点から、認定放送持株会社制度の「12」地域特例の枠内で、役員兼任を可能とすることが適当ではないか。
- 我が国の株式会社の取締役会の役割、機能、態様の多様化等を踏まえ、放送法上の役員兼任規制の定義についても、一層の明確化及び柔軟化を図ることが適当ではないか。

(3) 資産割合制度

- 「実態として放送事業者を主要な子会社とする持株会社であることを担保する」という、資産割合制度の趣旨・目的は引き続き堅持すべきではないか。
- しかし、細部においては改善すべき点（※）が存在することから、今後、事業者側の意見を聴取しつつ、必要な措置を講じることが適当ではないか。

（※）「現預金」は放送と非放送に仕分けることが事実上困難なため、全額分母にのみ算入。

参考(主な意見・議論)

※議事概要等から抜粋

1. 認定放送持株会社制度の現時点の評価

- ・ 持株会社化により、キー局、系列局、BS局、それぞれの経営基盤が強化されてきた。
(株)フジ・メディア・ホールディングス)
- ・ テレビ、ラジオ、BSの複数メディアにわたる放送事業の一元的なグループ経営を放送法やマス排の体系と整合させながら実現できた。グループの経営上、業務執行の迅速性や人的移動の自由度を高め、放送事業部門内のシナジーを一段と追求することができるようになった。さらに、メディアの特性の違いを通じた多様な番組、コンテンツを同一ブランドで一体的に視聴者に届けることができるようになった。
(株)東京放送ホールディングス)
- ・ 認定放送持株会社の設立により、地上波放送、BS放送、ネット、モバイル、CSに、コンテンツを効率よく出すことが可能になった。その効果が最も表れているのは、BS事業であり、過去数年にわたり、2桁成長が続いている。これは、グループ経営の寄与するところが大きい。
(株)テレビ東京ホールディングス)

- ・ 当社が認定放送持株会社に移行した目的は、地上波放送を中核とするBS・CS三波一体経営によるコンテンツ価値の最大化、コンテンツ制作力をはじめとするグループ競争力の強化、経営資源の効率的な配分による戦略機能の集約と新規事業への積極的な挑戦、そして、意思決定の迅速化と事業の機動性向上、経営効率の向上によるグループ全体の企業価値向上。
(日本テレビホールディングス(株))
- ・ ラジオには迅速かつ独立した意思決定が必要だが、テレビ局の子会社の形ではそれが困難。両者を水平に置いて、それぞれ事業の形態に合わせた経営ができるようにして、持株が束ねることのできる認定放送持株会社制度が、グループ運営に最適と考えた。また、近い将来起こりうるメディアの再編に企業グループとして備えるにも有効と判断。
(中部日本放送(株))
- ・ 持株会社の目的は、グループ力と系列間の連携の強化と思う。弊社から見た場合、まず、株主資本の安定化を実感。また、持株会社に合わせた四半期決算のために、より透明性の高い事業運営を目指すことになった。このことは、コスト管理や設備投資の効率化に役立っただけでなく、コンプライアンスを含めた内部統制面でも当社の企業体質強化、社員意識向上に役立った。
(株)テレビ新広島)

2. テレビを巡る状況と今後の検討のあり方

【テレビを巡る状況】

- ・ 売上高は、主に広告費の低迷により、ピーク時から見れば低下トレンド。リーマンショック時に大きく落ち込み、2011年は震災の影響もあったが、足下では若干回復傾向。利益（率）も、売上げの落ち込み、地デジ化投資の負担などで低下していたが、足下では経費削減努力もあり若干の改善傾向。（日本民間放送連盟研究所）
- ・ 広告市場が成熟する中、マクロにおける人口や可処分所得の減少、デジタル化による伝送路・デバイス間の競争激化などを踏まえれば、厳しい経営環境が続くのではないかと。（株）みずほコーポレート銀行
- ・ 有望な放送外事業としてネットとの連携やコンテンツの海外進出などが挙げられるが、広告収入に匹敵するような存在となることは直ちには期待できないのではないかと。当面は、ビジネスモデルの再構築など次の成長に向けた基盤づくりの局面となるのではないかと。（株）みずほコーポレート銀行
- ・ ローカル局は、地域の映像コンテンツ制作能力、地域の流通との太いパイプ、地域特有のキャスティング能力、消費者との距離が近い、といった独自の強みを持っており、それを活かすことが重要ではないかと。（株）電通

【規制緩和に関する議論】

- ・ 今後の中長期的なメディア環境の変化、競争の激化を考えると、基幹放送としての役割を果たし続けるために、経営の自由度、選択肢、柔軟度を増やしておきたい。そのためにもマス排のさらなる緩和を要望したい。（日本民間放送連盟）
- ・ いろいろ規制緩和を要望しておられるが、現行制度は多元性・多様性・地域性の3原則を確保するための構造規制として存在している。その規制を外すのであれば、その代わりに行為規制をということにもなり得る。それが番組編集の自由との関係で難しいというのであれば、代替的にどのような取組をするおつもりなのか。自主自律的な取組を含めて何もしないということであれば、電波という公共財をどうやって使うのかという話にもなりかねない。（新美構成員）

【多元性・多様性・地域性】

- ・ 制度を使って様々な組織再編が行われるとなると、ローカル局の大切さをどう入れ込んでいくかという話が出てくる。ローカル会社の発言権を残しておくとか、場合によっては、いわゆる社外取締役の変形というわけではないが、ローカル取締役のような形で発言するといった仕掛けがあったほうが良いと思う。（小塚構成員）
- ・ 放送事業者に対して組織的な規定を入れるというのは、従来あまりしてこなかったことだが、例えば、緩和する部分についてはそれを入れるなど組み合わせて、あり方を考えていくというのは一つの検討課題。（小塚構成員）

3. ラジオを巡る状況と今後の検討のあり方

【ラジオを巡る状況】

- ・ ラジオの売上高は、2012年度末予測が、ピーク時の約半分。売上減に比例して経費を減らしつつ経営を持続させてきたが、経常利益率はここ数年ほぼゼロ。
(日本民間放送連盟研究所)
- ・ 災害時における24時間体制での最新情報の発信は、広告の効果や効率とは一線を画したラジオの大きな存在意義。
(株)電通
- ・ 多元性・多様性・地域性という考え方を一切外すということはなかなか難しいが、メディア全体の環境の中で、ラジオの役割を考えながら、緩和できるところは緩和するという考え方はあり得る。
(山本構成員)
- ・ 規制緩和をして経営のフリーハンドを持たせるということは非常に重要だが、ラジオはもうフリーハンド云々というより、かなり切迫した状況にあって、具体的に手を打っていかないといけない状況にある。
(山本構成員)

【経営状態の悪化に対処する制度】

- ・ もしものための（経営上の）セーフティネットの仕組みについて、検討していただきたい。
(株)電通
- ・ 現行の経営困難特例は、会社更生法の適用など、もはや手の施しようがなくなった段階でしか使えない。本来であればもっと早い段階で手が打てるようにしておく必要があるのではないか。
(小塚構成員)
- ・ せっかく資本注入して投資してもそれを十分に回収できないまま一定の期間経過後に強制的に売却させられることになることも経営困難特例の問題。
(株)東京放送ホールディングス
- ・ （経営状態の悪化に対処する制度は）民放側からはなかなか危機が現実化しないと要望としては出てきにくい性格のものかもしれないが、制度としてはあらかじめ考えておく必要がある。
(日本民間放送連盟)

4. 現在既に生じている経営上の課題 — (1) 議決権保有比率規制

【緩和の要望】

- 1／5から1／3への緩和後、規制緩和を利用して旧上限の1／5を超えた社は全国で12社あり、さらなる緩和で経営の自由度を増やす必要。また、認定放送持株会社制度において子会社化（議決権保有1／2超）が認められている一方、マス排原則では1／3までとなっており、この空白部分を埋めるためにも放送対象地域が重複しない場合の議決権保有比率規制の緩和が必要。

（日本民間放送連盟）

- 1／5から約1／3への緩和を認定放送持株会社として初めて活用し、すでに系列局10局を1／5を超えて取得し、持分法適用関連会社とした。10社中6社が3割超、1／3の上限に張りついている事実を確認いただきたい。

（株）フジ・メディア・ホールディングス

- 系列局の株式放出の受け皿として活用している面もある。系列局の株式が放出される理由は、局の業績が悪くなったのではなく、株主の業績が悪くなって株を手放すケースのほか、流動性がない放送株をもう持ちたくないとするケースがある。この問題は系列局発の問題ではなく、系列局の株主発の問題。

（株）フジ・メディア・ホールディングス

- 系列局の株式放出の問題の難しさは、株自体、非上場株式で譲渡制限がついていること等により、新たな引受け手が見付かりにくいこと、また、潤沢な会社があっても、それが放送局の株主としてふさわしいかどうかという問題があることなど。

（株）フジ・メディア・ホールディングス

- 地元株主から経営環境悪化により株式譲渡の話が出た。地元でふさわしい引取り手が見付からず、持株会社に依頼し引き受けてもらった。その結果、33.1%とほぼ上限の議決権保有となっている。

（株）テレビ新広島

- 弊社固有の話かも知れないが、我々は、地元の大株主が株式を手放す事態は、あまり懸念していない。

（北日本放送株式会社）

【緩和する場合の考え方】

- 地上基幹放送事業者の議決権の保有比率について緩和を求める意見に関して、現在、保有不可となっている部分（1／3～1／2）を保有可能とする方法としては、支配関係に該当しない1／3以下の部分を1／2まで引き上げる方法と、現在1／2超としている子会社の範囲を1／3超まで引き下げ的方法があるのではないかと。後者の場合は「12」の放送対象地域の範囲内という限定がつく。

（山本構成員）

- 子会社の範囲を1／3まで落とす形よりも、むしろ支配関係の基準を1／3から1／2まで上げる方法が放送事業者柔軟に受け入れられるのではないかと。

（株）フジ・メディア・ホールディングス

- 独禁法では25%以上保有、なおかつ第一位の株主であれば、実質子会社に該当。

（大久保構成員）

4. 現在既に生じている経営上の課題 — (2) 役員兼任規制

【緩和の指摘】

- ・ 他の産業の場合、コストの節減のためだけに持株会社化しているわけではなく、グループ全体の経営組織のあり方、機動性等を考えている。そうした点を考えると、放送制度は、資本だけでなく役員兼任といった面も規制を課しているが、そのような規制も一緒に緩和していけば、事業者にとってより使い勝手がよくなるのではないかと思う。
(小塚構成員)
- ・ 議決権保有比率規制が1／5から1／3に緩和されたことなどを踏まえ、役員規制についても緩和することが適当。
(日本民間放送連盟)
- ・ 放送局の経営には放送局運営に通暁した人材が必要であるが、そうした人材は限られているため、役員兼任規制の緩和を望む声は多い。
(日本民間放送連盟)

【定義】

- ・ コーポレートガバナンスの強化の流れの中、我が国の株式会社（の取締役会等の構成）の在り方や態様は多様化している。（役員兼任による支配関係の定義を）一律に定義することは難しくなっていると感じており、基本的な考え方は法律に書くとしても、テクニカルな要件は省令に委任して柔軟に対応できるようにしていくべきではないか。
(小塚構成員)

4. 現在既に生じている経営上の課題 — (3) 資産割合制度

- ・ 一番の問題は現預金、売上に色がついていないこと。放送関連用と放送関連でないものと色分けをするときに、色がついていないものがあるので、それが放送関連でないというふうになってしまうと、うまくできないという問題がある。理屈としては、そこに色をつけるというのが一番正しい解決法。しかし実際に制度として書けない、会計の現場でできないのであれば、それに近い結果が出せるような規制のあり方を検討すべき。本来あるべき規制をきちんとするために一番いい規制の制度のつくり方はどういうものなのか、という話であろう。
(小塚構成員)

- ・ 持株会社が事業子会社から利益剰余金を配当の形で吸収する、放送事業との境界面の事業拡大を通じて経営基盤の強化を図るなど、持株会社としてのグループ戦略に取り組むほど、資産要件から乖離する度合いを強めてしまう。構造的な矛盾があるのではないか。

(株東京放送ホールディングス)

- ・ 非放送用資産とはいっても、ほとんどのものは放送事業の周辺領域のものであるということ、また、放送持株会社として今後事業基盤を強化していこうとする場合に、外部とのM&Aや業務提携をするに際しても、資本提携がセットになるということが多いため、少しでも余裕を出していただけると大変ありがたい。

(株フジ・メディア・ホールディングス)

- ・ 資産要件を規定している趣旨は、そもそも放送と全然関係のない会社が、単に外資による敵対的な買収などを防ぐために形だけ放送持株会社化するといった乱用を防ぐこととされているが、その他にも、放送の公共性を担い得ないような会社が新規に放送持株会社として参入してくるのは公共的に問題だという観点がある。資産要件には一定の意義があるのではないか。

(曾我部構成員)

- ・ 放送持株会社の主旨からすれば資産要件があるのは当然だと思う。
(株フジ・メディア・ホールディングス)

- ・ 資産要件のベンチマークについては、他の数字を用いる積極的な根拠が見当たらないので、50%という分かりやすい数字を一つの手がかりにすることは常識的かと思うが、実際にはその上でどう弾力的に運用するかという問題がある。
(株東京放送ホールディングス)

- ・ 資産要件について、国民のライフラインである放送局、ネットワークのかなめでもあるキー局の経営基盤の強化につながるような制度を検討して欲しい。

(株東京放送ホールディングス)

- ・ 弊社のラジオ、テレビは、キー局に比して規模が小さい。地域の情報インフラとして機能・存続するには、グループ全体を経営的に強固にする必要がある。そのための統廃合、効率の良い企業のM&A等を行う場合をシミュレートすると、1/2では抵触する可能性があることが分かった。

(中部日本放送(株))